

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2015年7月23日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 0件

3. G III グレード 10件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	補機取水口除塵装置洗浄ポンプ(B)の点検時、シャフト(駆動力を伝える回転軸)の振幅が管理値を超えていることを確認した。当該シャフトを修理。	
2	2号機	放射性廃棄物処理制御室の電子計算機情報処理装置に異常を示す警報の発生を確認した。当該装置を点検・修理。	
3	2号機	非常用ディーゼル発電機(B)潤滑油サンプタンク油面計に指示不良を確認した。当該計器を点検・修理。なお、非常用ディーゼル発電機の機能に影響なし。	
4	3号機	原子炉水導電率記録計に動作不良を確認した。当該記録計を点検・修理。	
5	4号機	高電導度廃液系濃縮装置復水器室の照明スイッチに接触不良を確認した。当該スイッチを点検・修理。	
6	5号機	原子炉再循環系電動機発電機セット区域給気処理装置(非管理区域)の基礎部に微量の結露水にじみを確認した。拭き取り実施済み。当該部を点検・修理。	
7	6号機	タービン建屋1階(管理区域)における壁面の穴あけ作業時、火災報知設備用の埋設電線管および電線を破損させたことを確認した。当該電線管および電線を点検・修理。	
8	6号機	タービン建屋1階(管理区域)における壁面の穴あけ作業時、照明用の埋設電線管を損傷させたことを確認した。当該電線管を点検・修理。	
9	7号機	屋外から原子炉建屋への壁面の穴あけ作業時、埋設アース線を破損させたことを確認した。当該アース線を点検・修理。	
10	その他	大湊側焼却設備におけるトリチウムサンプリングポンプ(B)の点検時、ポンプ用ヒーターのサーモスタットケーブルに破損を確認した。当該ケーブルを修理。	